



福県医発第 256 号 (地)
令和 6 年 4 月 18 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き
(第 4.1 版)」等について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、標記の件について、厚生労働省より日本医師会を通じて連絡がありました。

特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第 4 版)等の公表については、令和 5 年 4 月 24 日付福県医発第 244 号(地)において連絡しておりましたが、その後、厚生労働省通知において、特定健康診査等については、随時中性脂肪の取扱いを食後 3.5h 以上絶食 10 時間未満から、絶食 10 時間未満のみに修正する等の変更が行われるとともに、マイナ保険証の利用への移行を見据えた受診券・利用券に記載の資格情報の確認を行う方法等について示されました。

本件は、これらの変更等を踏まえ「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」を改訂したことをお知らせするものです。また、標準的な健診・保健指導プログラム(令和 6 年度版)についても併せて改訂されたとのことです。

なお、随時中性脂肪の取扱い等の変更点については、令和 6 年度の委託契約においても同様に取扱うことといたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

【厚生労働省ホームページ】

- ・「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第 4.1 版)」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/handbook_31132.html
- ・「標準的な健診・保健指導プログラム(令和 6 年度版)」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194155_00004.html

日医発第 2242 号(健Ⅱ)
令和 6 年 3 月 25 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
宮川 政昭
(公印省略)

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4.1 版）」について

特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4 版）については、令和 5 年 4 月 5 日付日医発第 16 号（健Ⅱ）において、ご連絡したところです。

特定健康診査等については、「保険者が社会保険診療報酬支払基金等に随時提出する特定健康診査等情報について」の一部改正について（令和 5 年 7 月 31 日付け保発 0731 第 2 号厚生労働省保険局長通知）等において、随時中性脂肪の取り扱い等を変更することとされ、また、「特定健診・保健指導に係るオンライン資格確認（資格確認限定型）の導入等について（周知）」（令和 6 年 1 月 31 日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室・医療費適正化対策推進室事務連絡）において、受診券・利用券に記載の資格情報の確認を行う方法等について示されました。

これを踏まえ、今般、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」を改訂したとして、別添のとおり厚生労働省保険局から関係団体宛に周知方協力依頼がありました。

手引きにつきましては、厚生労働省のホームページ（下記 URL 参照）に公表されたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管内郡市区医師会等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

【厚生労働省ホームページ】

・「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4.1 版）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/handbook_31132.html

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 7 日

別記 関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
医 療 費 適 正 化 対 策 推 進 室

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4.1 版）」
の公表について

特定健康診査及び特定保健指導の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

特定健康診査等については、「「保険者が社会保険診療報酬支払基金等に随時提出する特定健康診査等情報について」の一部改正について」（令和 5 年 7 月 31 日付け保発 0731 第 2 号厚生労働省保険局長通知）等において、随時中性脂肪の取扱い等を変更することとしており、また、「特定健診・保健指導に係るオンライン資格確認（資格確認限定型）の導入等について（周知）」（令和 6 年 1 月 31 日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室・医療費適正化対策推進室事務連絡）において、受診券・利用券に記載の資格情報の確認を行う方法等についてお示ししたところです。

このことを踏まえ、今般、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」について改訂を行い、厚生労働省のホームページに公表しましたので、貴管下関係団体又は市町村への周知をお願いします。

（※）厚生労働省ホームページ

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4.1 版）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/handbook_31132.html

（※）第 4 期特定健康診査・特定保健指導に関する照会事項は下記コールセンターで対応しております。

（コールセンター窓口）

電話：0120-297-425（フリーダイヤル） ※対応時間 平日 10:00～17:00

メール：4th-tokutei-kenshin@surece.co.jp

【担当】

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
医療費適正化対策推進室 春日、倉永、木下
TEL:03-5253-1111（内線 3386）
tekiseika01@mhlw.go.jp

(別記)

団体名
保険者及びその中央団体
国民健康保険中央会
全国国民健康保険組合協会
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
共済組合連盟
日本私立学校振興・共済事業団
地方公務員共済組合協議会
都道府県
都道府県国民健康保険主管課
健診・保健指導実施機関等
日本医師会
日本歯科医師会
全国労働衛生団体連合会
全日本病院協会
日本人間ドック学会
予防医学事業中央会
結核予防会
日本病院会
日本総合健診医学会
日本看護協会
日本栄養士会
日本保健指導協会
その他関係団体
社会保険診療報酬支払基金
保健医療福祉情報システム工業会